

平成 2 6 年第 2 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 2 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 6 年 4 月 2 2 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	報告第 1 号 平成 2 5 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しにつ いて	3
○日程第 4	報告第 2 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	5
○日程第 5	議案第 1 号 平成 2 6 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号）	6
○日程第 6	議案第 2 号 平成 2 6 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 4 号 滝川市税条例等の一部を改正する条例	1 3
○日程第 7	議案第 3 号 平成 2 6 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	1 8
○日程第 8	議案第 5 号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例	2 0
○閉会宣告		2 0

平成26年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成26年 4月22日（火）

午前10時00分 開 会

午前11時25分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 平成25年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第 2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 3号 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第 5号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君	市民生活部長	樋 郡 真 澄 君
市民生活部次長	石 川 雅 敏 君	市民生活部次長	田 中 嘉 樹 君

保 健 福 祉 部 長	佐々木	哲 君
経 済 部 長	千 田	史 朗 君
建 設 部 長	大 平	正 一 君
教 育 部 長	館	敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野	敏 昭 君
市立病院事務部長	鈴 木	靖 夫 君
総 務 課 長	中 島	純 一 君

保健福祉部次長	国 嶋	隆 雄 君
農 政 部 長	中 川	啓 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬	慎二郎 君
教育部指導参事	小 野	裕 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤	克 之 君
市立病院事務部次長	田 湯	宏 昌 君
財 政 課 長	高 橋	一 美 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井	弘 志 君
書 記	平 川	泰 之 君

書 記	和 田	英 昭 君
書 記	村 井	理 君

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成２６年第２回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１８名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡邊龍之議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期決定

○議 長 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

４月１日付の人事異動等に伴う部長職職員等の紹介がありますので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０３分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第３ 報告第１号 平成２５年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第３、報告第１号 平成２５年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第１号 平成２５年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成２５年度滝川市一般会計補正予算（第９号）において、国の好循環実現のための経済対策の各施策に呼応し、地域活性化対策として実施いたします１１の事業について、地方自治法第２１３

条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す11事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

6款1項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額4,515万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として道支出金が907万円、地方債3,600万円で、一般財源が8万円でございます。

7款1項、プレミアム商品券発行事業補助金、翌年度繰越額600万円、これに係る財源内訳ですが、一般財源が600万円でございます。

8款2項、路面陥没危険箇所調査事業、翌年度繰越額1,236万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が741万6,000円で、一般財源が494万4,000円でございます。

8款2項、道路付属物点検調査事業、翌年度繰越額824万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が494万4,000円で、一般財源が329万6,000円でございます。

8款2項、道路新設改良事業、翌年度繰越額2,940万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,764万円、地方債1,170万円で、一般財源が6万円でございます。

10款2項、滝川第二小学校耐震改修等事業、翌年度繰越額2,585万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,133万2,000円、地方債1,400万円で、一般財源が51万8,000円でございます。

次のページをお開きください。10款2項、西小学校耐震改修等事業、翌年度繰越額2,661万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,206万6,000円、地方債1,410万円で、一般財源が44万4,000円でございます。

10款2項、非構造部材耐震改修事業、翌年度繰越額857万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が257万1,000円、地方債470万円で、一般財源が130万6,000円でございます。

10款2項、滝川第三小学校改築事業、翌年度繰越額18億413万2,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が4億7,876万6,000円、地方債13億2,500万円で、一般財源が36万6,000円でございます。

10款3項、江陵中学校耐震・トイレ改修事業、翌年度繰越額が5,275万8,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,518万円、地方債3,750万円で、一般財源が7万8,000円でございます。

10款3項、非構造部材耐震改修事業、翌年度繰越額1,050万9,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が333万3,000円、地方債610万円で、一般財源が107万6,000円でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第4、報告第2号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第2号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例、専決処分年月日は平成26年3月31日でございます。

これは、平成26年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この改正法に伴い、本年度における市税の賦課事務等に支障を来すことから、改正の一部につきまして専決処分したものでございます。

報告第2号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんください。附則第10条の2は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

附則第10条の3は、昨年11月25日に施行されました耐震改修促進法の改正を受けて地方自治法の改正が行われたものでございます。内容といたしましては、改正要旨に記載のとおり、申告規定を定めるための条文の追加を行ったものでありますが、具体的には改正耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務づけられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物等のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後3カ月以内に市長に申告したものに限り、工事が完了した年の翌年度から2年度分の税額の2分の1、ただし工事費の2.5パーセント相当額を上限とする減額措置を行うための申告規定を定めたものでございます。

附則第21条は、公益法人制度改革により、従来の民法第34条の法人にかえて公益認定を受けた法人と登記のみにより設立される一般の法人の類型が設けられ、旧民法法人は平成25年1月30日まで特例民法法人として存続することができるものとされたところでございます。この改革により、固定資産税及び都市計画税について従前の旧民法法人の設置する幼稚園、図書館、博物館等について平成25年度まで引き続き非課税とする措置が講じられていたところでございます。平成26年度より、法人移行期間の到来を受け、一般の社団財団法人に移行した者に係る非課税措置

について法改正により廃止されたことから、条例上の申告規定を廃止するものでございます。

附則第21条の2、附則第30条及び附則第34条は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

次に、附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の3ページの後段をごらんください。第1条は施行期日で、平成26年4月1日からの施行でございます。

4ページをお開きください。第2条は固定資産税、第3条は都市計画税、第4条は附則第34条における都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日前に係る経過措置でございます。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 失礼いたしました。

専決処分のところの附則第10条の3は、昨年11月25日に施行されました耐震改修促進法の改正を受けて地方自治法と言いましたけれども、地方税法の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

○議長 長 日程第5、議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、国の好循環実現のための経済対策により地域人づくり事業が創設されたことを受け、趣旨を踏まえ、早急な事業実施を行うための補正のほか、広域避難所に指定されている滝川ふれ愛の里に再生可能エネルギーを活用した自家発電設備等を整備するための補正などが主な内容と

なっております。

1 ページをごらんいただきたいと思います。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億3,512万4,000円を追加し、予算の総額を204億4,712万4,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。4 款1 項6 目他会計繰出金、補正額2,565万8,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。国民健康保険特別会計の補正に伴う保険基盤安定等負担金に係る一般会計負担分の整理として補正したいとするものでございます。

5 款1 項1 目労働諸費、補正額2,046万6,000円の増額につきましては、地域人づくり事業に要する経費の補正でございます。地域人づくり事業は、若者、女性、高齢者などの失業者を雇用し、地域に必要な人材を育成する雇用拡大プロセスと企業における賃上げや正規雇用化などの処遇改善を目的とした処遇改善プロセスで構成された事業で、今回雇用拡大プロセスに市町村配分がされました。このたび北海道からの事業募集を受け、選定を行った結果、2 事業で6 名の新規雇用の創出を見込み、事業を実施したいとするものでございます。具体的に申し上げますと、障がい者相談支援事業所サポート事業につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い必要となりましたサービス等利用計画書を作成できる相談支援専門員の育成を行うため、市内3 カ所の相談支援事業所で4 名の新規雇用の創出を、さらに運動指導者育成事業につきましては、子供の体力向上と充実に向けた運動教室の開催について具体的な検討、企画、運営、実施等を行う人材を育成するため、2 名の新規雇用の創出を見込んでいるものでございます。

次に、9 款1 項2 目防災費、補正額8,900万円の増額につきましては、グリーンニューディール基金事業に要する経費の補正でございます。グリーンニューディール基金事業は、地域の防災拠点や災害発生時等に地域住民の生活に不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設への再生可能エネルギーの導入事業でございます。具体的に申し上げますと、防災計画上広域避難所に指定されております滝川ふれ愛の里は、多くの避難者を収容できるだけの面積は確保されているものの、予備電源及び熱源の確保が課題であり、災害による送電線の断絶などが起きた場合の自家発電設備及び熱エネルギー利用設備として再生可能エネルギーを活用した設備が不可欠であることから、小型風力発電、太陽光発電、蓄電池、太陽熱設備を導入するため補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億3,512万4,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。1 5 款1 項2 目衛生費負担金218万4,000円の増、1 6 款1 項2 目衛生費負担金1,705万9,000円の増、1 6 款2 項6 目消防費補助金8,900万円の増、1 6 款2 項7 目労働費補助

金2,046万6,000円の増につきましては、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金641万5,000円の増につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1億3,512万4,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡邊龍之議員。

○渡邊議員 おはようございます。今回の滝川市一般会計の補正予算について4点ほど質疑して、中身は緊急雇用創出推進事業、地域人づくり事業に要する経費の部分であります。アベノミクス云々、いろんな中で、景気がさほどよくなったという感じはしません。同時に、雇用についても同じような感があるのかなど。滝川市のハローワークでも、有効求人倍率を見てもさほど数字は変化していないように感じるところであります。先ほど吉井副市長も雇用拡大プロセスの中身についてお話ししておりました。

そこで、1点目です。平成25年、昨年も緊急雇用創出として5事業、7名が雇用されております。そこで、雇用された7名が採用された事業内容に適した形で新たな雇用に結びついているのが1点目。

2点目ですけれども、この事業はどうしても単年度限りでの雇用形態になっております。この部分は、そういう補助金の範囲内であるから、いたし方ないと思うのか、その辺をいたし方ないと思えるのが適切なのかどうか、行政の判断をお示し願いたいと思います。

3点目、ことし平成26年度の補正を今回上げました。2事業、6名については、それ相応の専門的な知識を有するのではないかと感じます。そこで、資格取得に向けての対応はどのようなお考えをしているのかお示し願いたいと思います。

最後の4点目になりますけれども、この雇用期間について、平成25年と26年についてなのですが、25年度は9カ月間雇用が1件、残りの4件は1年の雇用となっておりました。本年度においてもこの2事業とも10カ月半と、1年に満たないのですけれども、この辺の補助金の関係云々あるかもわかりませんが、どのような理由で雇用期間が違うのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 渡邊龍之議員の質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 それでは、渡邊議員の4点のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、ご質疑の1つ目でございますけれども、平成25年度緊急雇用創出事業重点分野の5事業の雇用は7名でございます。7名のうち、緊急雇用の経験を生かしてたきかわ観光協会や滝川グリーンズなど委託先の企業で3名が再雇用されております。それと、もう一件ですけれども、国際交流協会に従事した1名についてはその経験を生かして市の嘱託職員となつてございますので、一定の成果はあったと考えてございます。

それと、2点目でございますけれども、単年度雇用の形態のご質疑でございます。この事業の始

まりが失業者に対して次の雇用までの短期雇用、就業の機会の創出が目的だった事業でございますので、一時的な雇用効果はあったと考えてございます。現在も一部地域を除いて雇用期間の上限は1年でございますけれども、国も一時的な雇用、就業から地域の人づくり事業として人材育成の視点が加わったため、緊急雇用で培った知識や経験が次の就職にもつながる制度になっていくことを期待してございます。

3つ目でございますけれども、今年度事業、今回の2事業について事業計画はいずれも約10カ月を超える雇用期間を想定しており、この間OJTを実施することで就職に必要な知識や経験を身につけていく事業であることから、その経験が若者ですとか女性、高齢者を初めとする全ての失業者に対して継続雇用や資格取得につながっていくものと考えてございます。

4点目でございますけれども、平成25年度の5事業のうち雇用期間を9カ月として予定していた1事業についてでございますけれども、最終的には8カ月の事業となっております。当該の事業ですけれども、事業内容が市政資料のデータベース化であり、作業的要素が強いことから、単純作業であり、事業期間も短くなったと考えてございます。しかし、残り4事業については、人材育成の要素もあったことから、約1年間の雇用がされたところでございます。今年度の2事業につきましては、まさに人材育成ということでもありますから、少しでも長い期間雇用し、就職に必要な知識や経験を積んでもらうことが望ましいと考えてございます。雇用期間については、北海道からの事業採択通知の関係で当初予算に計上できなかったことから、早急に雇用につなげるため本臨時議会に上程させていただき、5月からの雇用を目標として進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 再質はいたしませんけれども、行政主導でやられてきていると思うのですけれども、企業との連携というのも大変必要かなと思います。その辺で企業との連携というのはどのように雇用に向けて考えていくか、この1点だけ。再質です。済みません。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今議員さんご質問のとおり、企業との連携というのは重要なことだと思っております。今年度、行政だけで考えてはだめだということで、ホームページ等々で一般公募を行ったところでございます。十分連携していきたいと思うのですけれども、今回ホームページに掲載して、1社手を挙げてきたところはあるのですけれども、企業さんの実施期間とうちの今回の事業とマッチングができなかったものですから、今回は採択になっていない状況にございますけれども、今後ともそういう形で続けていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 おはようございます。グリーンニューディール基金事業に要する経費で大きく3点お聞きをしたいと思います。

まず、1点目ですが、今回設備をされる各機器、太陽熱の関係、また太陽光発電、風力発電、蓄電池、それぞれの耐用年数というか、維持管理しながら何年間使おうという計画になっているのか

ということをまず1点お伺いいたします。これに関連いたしまして、一方これを利用する広域避難所のふれ愛の里の施設は既に20年近く経過している施設だと、一般的には30年で大規模改修で数億円かかると、50年で建てかえということが公共施設マネジメント計画等では言われているわけですが、設備は30年使いたい、しかしふれ愛の里は大規模改修はお金がかかるので、それは行わない考えだというようなことがもしあれば、それは将来的には今回計画している設備を他の広域避難所に移転設置する等も考えなければならないということになるのではないかとということで、これを設置する広域避難所であるふれ愛の里はこれから何年、何十年程度というか、これを活用していく計画なのかということをお伺いいたします。

大きな2点目は、これを設置することで、広域避難所3カ所ありますけれども、3カ所の中でふれ愛の里が最も活用しやすいということで、現在でもそうだというふうに思うのですが、すぐれた広域避難所ということになるというふうに思うのです。広域避難所の定義は、大火災またはそれに準ずる事態に市内全域を対象として避難していただくということですが、一時的な避難所3カ所、こういう場合でも、ふれ愛の里にこういうものを設置、設備することによって、広域避難所なのだけれども、この施設をできるだけ活用していくという計画があるのかどうかお伺いしたいと思います。

3点目は、大規模災害にこれが活用される目的として今回設置されるわけですが、しかし一方ではそういう災害はできるだけ起きないでいただきたいということであれば、当然のように日常的にふれ愛の里で電気あるいは太陽熱を活用するということになると思うのですが、金額でいうとふれ愛の里の運営にどの程度の経費メリットがあるのか。

以上、大きく3点お伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 今4点質疑いただきました。

まず、1つ目なのですが、耐用年数はいかほどと考えているかというご質問だったと思います。耐用年数につきましては、設備ですから、風力発電が15年、太陽光発電が20年、太陽熱が15年、蓄電池が10年と想定してございます。ただ、耐用年数でございますので、メンテナンスをどういうふうにかけていくかということで変わってくるとは思いますけれども、現在のところ耐用年数としてはそういう年度を考えてございます。

2つ目ですけれども、ふれ愛の里を私が答弁していいかどうかちょっとわからないところもありますけれども、躯体としては当然RCづくりですから、かなり長い年数を耐用年数としては持つということになります。ただ、ふれ愛の里みたいに設備が主な施設については、設備は当然15年ぐらいしかもたないものですから、先ほどご答弁したような状況の中でどれだけメンテナンスをかけていってそれを長い間使っていくかということにもなりますけれども、ふれ愛の里は今ご質疑があった取り壊しとかそういう部分は全然考えてございませんので、そのあたりについてはご理解願いたいと思います。

それと、3点目ですけれども、一時的な避難所は33カ所あると、この広域避難所を活用することができるかというご質問だったのでしょうか。それについては、大規模災害のときには、東日本大

震災でもございましたけれども、一定の方がずっと使うということではなくて、今回こういう設備を設置するものを大いに活用して、多くの方に避難していただく、多くの方に利用していただくということを基本に考えてございます。

それと、ふれ愛の里に今回の設備はメリットがあるかというご質疑でございますけれども、私どもの試算としては電気代としては年間50万円程度と考えてございますし、太陽熱については灯油に換算すると約50万円程度の効果があると考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 耐用年数の定義というのはいろいろあるというふうに思うのですが、例えばソーラー、太陽光発電でいえば、電気を売買するというようなときは、採算ラインとして効率が落ちてくれば採算割れたりするので、20年とかということはあると思うのですが、今回は売買するわけではなくて、例えば効率が半分になってもそれなりの効果はあるということですし、蓄電池にしても今のハイブリッドだとか、あるいは電気自動車なんかの蓄電池は恐らく10年ということはないと思うのです。20年乗ったり、そういうことが要求された性能を持っているというふうに思います。そういう点で、今示された太陽光発電で20年、風力が15年、蓄電池が10年とかというのは、こういった避難施設のための今回のニューディール基金を活用した事業としては、何年使うのだという計画としてはちょっと短いのではないのかなというふうに、そういう疑問を持つのですが、その点について伺いたいします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 短いか長いかというお話でしたけれども、先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけれども、メンテナンスをかけて、機器ですから当然耐用年数というものはございます。ただ、どれだけメンテナンスをかけてどれだけ長寿命化するかという部分については、やっぱり手間暇かけることによって長寿命化になっていくわけですから、それについては清水議員のおっしゃっている短いのではないかという部分については、当然私どもも長い間使っていきたいものですから、その部分については計画的に考えて進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最初からそういうふうに答弁していただければいいのです。私は何年使うという意味を持って今回事業化するのかということですから、耐用年数の倍ぐらいは使うのだという、そういう施設にぜひしていただきたいと思いますが、一方、設備は例えば40年とか30年もちますと、しかし施設のほうは市のほうでそんなに長い間稼働させる、あるいは運営していく考えがないとなれば、これは設備が活用されないということが危惧されるわけです。そこで、最初の質疑で聞きましたように30年程度で大規模改修が必要になると、ふれ愛の里は十二、三年でそれに達するわけですが、ふれ愛の里に対する市の投資を行いながら広域避難施設を維持していくのだという考えがきちっとしているのかということについて伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 公共施設マネジメント計画、この2月に策定をいたしましたけれども、この計画は一応10年という計画期間を持っております。その中では、現行の管理運営体制を維持しながら、民間と連携しながら、そういった経営手法も検討しながら継続をしていくという考えで計画上はなっております。今回設備をしましたので、当面このような手法で維持をしていくというふうに考えております。

○議 長 小野議員。

○小野議員 おはようございます。今清水議員が耐用年数どうのこうのというお話ありましたが、私のほうは基金事業についてちょっと聞きたいと思うのですが、事業に要する経費8,900万円計上していますけれども、事業目的、そして概要については理解できるのですが、小型風力発電、太陽光、それから蓄電池、太陽熱という設備の工事内容なのですが、それぞれの設備が完成後、メンテナンス、保守、メンテナンス及び定期点検はどのようになされるのか、またそのメンテに係る経費の算出はされているのか、2つ。

また、これは言っても返答はないかもしれませんが。設置場所については、緑地あるいは空き地を利用するということなのですが、これからの検討事項と思うのですが、今あるパークゴルフ場に影響はないのかどうか、その辺を確認したい。

以上をお伺いいたします。

○議 長 小野議員の質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 メンテナンスの関係でございますけれども、メンテナンス料は、現在まだ設計してございませんので、それぞれのメーカーがあって、メンテナンス方法が違います。試算としては、ざっくりなのではございますけれども、それぞれで年間30万円程度かかるのではないかなというふうに想定はしているのですが、この辺については実施設計の中で再度詰めていきたいというふうに考えてございます。

それと、活用について、設置場所についてなのではございますけれども、現在のパークゴルフ場に影響がないかということではございますけれども、現在のところパークゴルフ場には影響ないような施工を考えてございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算を可とする立場で討論を行います。

本補正予算には、国民健康保険税の軽減制度の拡大の補正並びに緊急雇用事業など大変重要な内容も含まれています。そこで、この中に含まれているグリーンニューディール基金事業について意見を述べて賛成討論としたいと思います。本事業は、平成21年度から始められた日本版グリーンニューディール政策というものの6年度目の事業になります。そういう中で、この基金事業が目指

しているのは、地域特性の活用、また地域づくり、そして防災対策の優先性等、中身を変えながら進められてきているものです。先ほどの質疑に対するご答弁で、設備は30年間から40年間、メンテナンスをして使いましょうと、そういう計画をはっきりと述べられました。一方で、これを設置する広域避難所については、10年以上のことについては明言をされないというご答弁でした。9,000万円近い国費10分の10を使う補助事業で、今年度採択されたのも道内で恐らく数件だというふうに思います。そういう点で大変注目されている事業でもありますので、設備は長年もつけけれども、市の財政事情で広域避難所は短期間で閉鎖ということに絶対にならないような、そういった運営を求めて賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

滝川市税条例の改正に伴い平成26年度の国民健康保険税額が減少することと高額療養費の自己負担限度額の改正に伴い高額療養費の不足が見込まれることから、補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ939万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,180万8,000円とするもので、第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、補正の内容につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款2項1目一般被保険者高額療養費でござい

ますが、高額療養費の自己負担限度額の改正に伴い一般高額療養費の不足が見込まれることから、939万5,000円を増額したいとするものでございます。

以上、歳出合計939万5,000円を増額となったところでございます。

次に、歳入でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税について課税限度額の引き上げと軽減制度の拡充により1,626万3,000円を減額し、8款1項1目一般会計繰入金について減額制度の拡充により2,565万8,000円を増額したいとするものでございます。

以上、歳入合計939万5,000円を増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成26年3月31日に平成26年度税制改正を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この改正法に伴い、滝川市税条例等の一部を改正したいとするものでございます。

初めに、改正内容の主なものについて申し上げます。市民税関係でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の課税の特例、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、外国法人に対する法人の市民税の改正でございます。次に、固定資産税関係でございますが、地域決定型地方税制特例措置の追加でございます。最後に、国民健康保険税関係でございますが、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る課税限度額の改正と国民健康保険税軽減制度の拡充でございます。

以上が主な内容でございますが、以下改正条例の内容をご説明いたしますので、議案第4号参考資料、滝川市税条例等の一部を改正する条例改正要旨をごらんください。本条例は、2条立てとなっております。最初に、第1条関係、滝川市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第23条は、外国法人の定義に関する改正でございます。これは、外国法人に対する国際課税原則の見直しが地方税法についても法人税法に準じた所要の措置として改正が行われたことから、条例上の関係規定について所要の改正を行うものでございます。改正の背景といたしましては、現状として日本における外国法人に対する課税方法について諸外国と異なる課税原則を適用していたことで課税上のバランスを欠く等の観点から、改正に至ったものでございます。

第32条は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

第47条は、さきの第23条、外国法人と関連するものでございます。外国法人に対する課税方法の改正により、外国税額控除制度も見直されたことによる改正と法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

第51条、第56条及び第58条は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

第138条は、国民健康保険税の課税額の改正ですが、国民健康保険税の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額における課税限度額について各2万円、合計4万円を引き上げる改正でござ

います。

第156条は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

第161条は、国民健康保険税の減額の改正でございますが、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、現行の2割軽減及び5割軽減に係る軽減判定所得の基準の見直しを行い、軽減対象範囲を拡充する改正でございます。

附則第4条の2は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

附則第6条及び旧附則第6条の2は、法改正に伴う条文整備のための条文削除でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期間について、昭和57年から平成27年度までとされていたものを平成30年度までとする3年延長する改正でございます。

附則第10条の2は、固定資産税に係る地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について現行の地方税法で課税標準の特例割合を定めている3件及び新規の特例措置2件について、市税条例について特例割合を定める改正でございます。具体的には、従前地方税法で定めるものの3件については、汚水または廃液の処理施設については3分の1の特例割合、大気汚染防止法の特例有害物質排出抑制施設については2分の1の特例、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設については2分の1の特例割合とするものでございます。新規に定める2件については、浸水防止用設備については3分の2の特例割合、ノンフロン製品については4分の3の特例割合とするものであります。なお、これらの特例割合については、地方税法上参酌すべき割合として標準割合として示されております特例割合としております。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期間について、昭和63年度から平成26年度までとされていたものを平成29年度までとする3年延長する改正でございます。

附則第19条、附則第19条の2及び附則第19条の3は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

附則第22条は、法改正に伴う条文整備のための改正でございます。

旧附則第22条の2及び旧附則第23条は、法改正に伴う条文整備のための条文削除でございます。

以上が第1条関係、滝川市税条例の一部改正に係る説明でございます。

続きまして、第2条関係、滝川市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

昨年、第4回市議会定例会に上程し、議決をいただきました滝川市税条例の一部を改正する条例に関する一部改正でございます。引き続き、議案第4号参考資料、滝川市税条例等の一部を改正する条例改正要旨をごらんください。附則第6条の改正規定及び附則第6条の2の改正規定についてでございますが、地方税法の改正により前段の第1条関係において附則第6条及び附則第6条の2

について法改正に伴う条文整備のための条文削除を行ったことにより、削除するものでございます。

附則第21条の2の改正規定は、法改正に伴い、条例上引用している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

附則第1条は施行期日の規定部分ですが、記載のとおり、改正規定の一部削除に伴う条文整理並びに改正規定の施行期日の整理により改正を行うものであり、附則第2条は市民税に関する経過措置の規定部分ですが、改正規定の一部削除に伴う条文整理でございます。

以上が第2条関係、滝川市税条例の一部を改正する条例の一部改正の説明でございます。

次に、改正条例の附則でございますが、議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例の2ページをごらんください。第1条は施行期日で、公布の日から施行したいとするものでございます。ただし、第1号は平成27年1月1日から、第2号は平成28年4月1日から、第3号は平成29年1月1日から、第4号は子ども・子育て支援法の施行の日から施行したいとするものでございます。

第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は国民健康保険税に関する経過措置でございます。

以上を申し上げまして議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。坂井議員。

○坂井議員 私は、議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例の国民健康保険税課税限度額の引き上げの中の後期支援金分、介護納付金分についての質疑をさせていただきます。

まず、質疑でございますが、収納率ですが、4万円上がる世帯数89世帯、4万円未満の増額世帯数98世帯ということが厚生常任委員会で報告されました。その世帯の中の収納率に関して質疑させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 ただいまご質疑のありました収納率の部分でございます。後期支援分、介護分、それぞれ2万円ずつ、合計4万円引き上がるわけでございますけれども、4万円引き上がる世帯の収納率、それぞれですけれども、ご存じのとおり平成26年度の国税の当初賦課決定は6月となります。ですから、引き上がる世帯の分の収納率がどういうふうに推移するかというのは26年度の収納状況を見ないと何とも言えないというところでございますけれども、過去の収納状況を見ますと、全体の中で比較的所得の高い層というのは収納率が高い傾向にございます。しかしながら、今回の予算につきましては、当初予算は全体93パーセントということで積算しております。したがって、当初賦課前ということで、全体収納率の93パーセントというものを設定しまして、502万6,000円の影響額というふうに試算をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 ただいま答弁いただきました。収納率の目標として93パーセントというご答弁だったのでございますけれども、それでは93パーセントの予定収納率というのが25年度、26年度の予算を

見てもずっと変わっていないということですが、今回の限度額引き上げの方々の心情からいきますと、まずこの部分を先に回収してから上げるのが筋ではないかと。それと、滞納繰り越し分、これに関しましても26年度、収入見込み額が14パーセント、介護納付金分滞納繰り越し分が収入見込み額が11.5パーセント、これも25年度と26年度が同じ数字となっております。まず、この部分を回収してからこういった議論をするのが順番ではないかというふうなことにしてはどのようなお考えになるのか伺います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 収納率の回収というところはちょっとわからないところでありますけれども、国民健康保険につきましては現年優先というところが過去からあります。当初の予算の積算につきましても、過去の収納率等を参考にしまして93パーセントという予算上の積算ということになってございます。ですから、滞納繰り越しも基本的には過去の収納率を参考にしながら設定をしておりますけれども、まずは国保については現年優先というところが基本にあるというところでございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 先ほどの部長の提案理由の中で税負担の公平性という提案理由がありましたけれども、こういったところから鑑みても、税の公平性というところでは、取りやすいところから取っているのではないかというような市民の声に関して、そういった方々に納得していただける説明をしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 税の公平性というところでございますけれども、これは国民健康保険制度の構造的な問題というのがございます。比較的所得の低い層が多いということ、それから高齢者が多いということがございます。国民健康保険税は限度額がございいますから、極端に所得の高い方、要するに限度額を超えるような所得の高い方については、所得に占める保険税の負担率というのは低くなるわけです。ですから、それを上げないでいくと全体で上げない分を負担しなければいけないと、そうすると中間所得者層に重い負担がかかると。そういった観点から、これは滝川だけではございませんけれども、国民健康保険全体として賦課限度額を上げるべきというような、その根底には社会保障と税の一体改革というところの議論がありますけれども、要するに限度額をもうちょっと上げると、そして中間所得者層の負担軽減、それからひいては公平性の確保というところが言われているところでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号及び第4号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び第4号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第7 議案第3号 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第7、議案第3号 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第3号 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、大町3丁目3-23にありますAマンション、3-25にありますBマンション、2棟8戸の医師住宅を整備するに当たり、市内の民間業者で建設、管理をしていただき、病院が住宅を借り上げるシステムで業者募集し、プロポーザルで業者を決定すべく手続を進めてまいりました。4月9日に行われましたヒアリングにおいて業者が決定したことから、医師住宅を長期に借り上げるための賃貸借契約を締結するため、債務負担行為の補正をしたいとするものです。

1ページをお開き願います。第1条は総則です。

第2条は債務負担行為の補正です。平成26年度滝川市病院事業会計予算中第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えるとするものです。

第5条では、債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものとございます。債務負担行為の事項は医師住宅整備運営事業、期間は平成27年度から平成61年度まで、限度額は4億4,100万円とするものです。

2ページは、債務負担行為に関する調書ですので、お目通しを願います。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 私が一般質問で提言をさせていただいた民間資本による医師住宅の建設、そして市による借り上げを早期に実現するために提案いただいたことに敬意を表したいと思います。今回の医師住宅整備は12戸でありますけれども、在籍する医師数は三十七、八人いると思われませんが、戸数の不足分についてはどのように考えているのでしょうか。

また、同様に看護師の共同住宅も大変老朽化をしておりますけれども、これについても整備の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 現在医師43名に対しまして、医師住宅はマンション形式で24戸ございま

す。これが新しくA、Bマンションを改築するということで28戸ということで、医師数に対しておおよそ3分の2の医師住宅が充足されるというような状況ですが、それ以外の先生方も含めて、札幌から通われる方ですとか、マンションに入るよりも自分で個人の住宅を探すという先生もございますので、そういった対応で市内で借りている先生方もございます。ということから、現在の医師住宅の戸数で、さらにふやすということは現状考えてはございません。

また、看護師の宿舎につきましては、老朽化をしていることは間違いない事実でございますが、看護師さんたちのニーズといいですか、そういったものも変わっておりまして、民間のマンションというようなどころに入る方が多いということで、現在看護師宿舎については病院の書類とかそういったものを保管しているというようなことで使っておりますので、改めて看護師宿舎を整備することに関しても現在考えは持っておりません。

以上です。

○議 長 山口議員。

○山口議員 医師住宅は古いのもあるのですけれども、古いところはそれなりに直さないとなかなか先生方が来てくれないのでないかというふうに思いますが、新規は借り上げしないけれども、古い住宅は定期的に直していく考えがあるのかどうか。

それと、看護師さんのニーズという答弁だったのですけれども、現在の共同住宅は余り使われていないということになるのでしょうか、どういう理由で使われないのか、わかっていればご答弁いただきたいと思います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医師住宅につきましては、Cマンションが昭和60年建築、Dマンションが平成5年に建築しているということで、Cマンション10戸につきましては昨年度から内部をリフォームして先生方のほうが使いやすいような形で、25年に3戸、今年度もまた3戸リフォームしたいというふうに考えております。

看護師宿舎の関係につきましては、トイレと風呂が一緒になっているとか、あと間取りの問題、非常に狭い住宅だったということで、入る方が敬遠されるというような状況で入居率が悪いというようなことになったということで、そのものを全てまたリフォームすることに関しては現在考えてはおりません。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第5号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第5号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正の趣旨でございますけれども、このたびの行政機構の改革に伴いまして改正したいとするものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。条例第8条の庶務につきまして、建設部土木課から建設部都市計画課に改正したいとするものです。

附則といたしまして、この条例の施行日につきましては、公布の日からとしたいとするものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前 1 1 時 2 5 分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員